

答弁書第二号

内閣参質一七七第二二号

平成二十三年二月四日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員山谷えり子君提出朝鮮学校無償化審査の手続き停止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山谷えり子君提出朝鮮学校無償化審査の手続き停止に関する質問に対する答弁書

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第二号ハの規定に基づく指定の手続に関しては、先般の北朝鮮による砲撃が、我が国を含む北東アジア地域全体の平和と安全を損なうものであり、政府を挙げて情報収集に努めるとともに、不測の事態に備え、万全の態勢を整えていく必要があることに鑑み、現時点で一旦停止しているところである。また、当該手続を再開する時期については、今後の事態の推移を見極めながら判断することとなるものであり、現段階でお答えすることは困難である。

